

# 令和6年度鹿嶋市障害支援区分認定嘱託職員募集要項

1 募集職種及び採用予定人員 障害支援区分認定嘱託職員 1名

## 2 応募要件

次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 保健師，看護師，社会福祉士，精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者もしくはその他鹿嶋市の障害支援区分認定調査業務に適すると市長が認める者
- (2) 普通自動車運転免許を有する者
- (3) 採用決定の翌月1日から勤務できる者

上記の応募要件を満たしていても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 鹿嶋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 選考方法・試験日時

- (1) 選考方法 作文試験・面接試験
- (2) 試験日時 応募があり次第随時実施します。
- (3) 試験会場 鹿嶋市役所

4 応募方法 別紙申込書に必要事項を記入し写真（2枚）を貼付のうえ、生活福祉課へ提出してください。

5 受付期間 令和6年9月1日 から 合格者が採用予定人員に達するまで随時  
（土・日・祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 勤務条件等

### (1) 勤務時間・報酬等

・勤務時間は、1週間当たり31時間勤務

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までのうち週4日

・報酬は、147,000円～182,000円程度（職務経験年数などによる）

鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則及び鹿嶋市障害者地域生活支援相談嘱託職員要綱によります。

・期末手当（年2回）

・通勤距離が2km以上の場合、通勤距離に応じ日額119円から1,523円を別途支給

※給与改定等により変更となる場合があります。

※期末手当は、採用日及び任用期間により支給されない場合があります。

※最終合格発表後、報酬決定のため職歴証明書などを提出していただきます。

(2) 任用期間 採用を決定した日の翌月1日から令和7年3月31日まで  
※採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。

(3) 有給休暇 年間10日  
※上記の他忌引き等の特別休暇があります。

(4) 保険等 健康保険，厚生年金保険，雇用保険適用  
※現在，被扶養者となっている方は，税控除，健康保険等の扶養から外れることとなります。  
また，毎月の報酬から保険料のほか，所得税が差し引かれます。

7 配属 生活福祉課付とします。

8 合格発表予定 試験終了後1週間頃本人に通知します。

9 その他

受験資格がないことが判明した場合は，合格を取り消します。また，受験申込書等に記入漏れや不実記載があった場合は，試験に合格しても，合格を取り消す場合がありますので，注意してください。